吹田市公告第589号

投開票所電子機器賃貸借業務(統一地方選挙(R9))に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年11月2日

吹田市長　後藤　圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1　業務名

投開票所電子機器賃貸借業務(統一地方選挙(R9))

2　業務概要

投開票所で使用する電子機器の賃貸借

3　履行期間

契約締結日から令和9年4月30日(金)まで

4　履行場所

吹田市が指定する場所

5　入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)本市の入札参加有資格者名簿登載事業者であること。

(3)公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4)公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(5)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けている者であること。

6　入札参加資格確認申請手続

(1)本入札への参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に定めるところに従い、制限付一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務実績調書を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2)書類の提出

ア　提出書類

制限付一般競争入札参加資格確認申請書

イ　書類の取得方法

吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和 8 年度(2026 年度) 一般競争入札(業務委託)一覧 > 投開票所電子機器賃貸借業務(統一地方選挙(R9))に係る制限付一般競争入札について)からダウンロードすること。

ウ　提出期間

令和 8 年 11 月 2 日(月)から令和 8 年 11 月 20 日(金)まで
持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時 30 分まで
(正午から午後0時 45 分までを除く。)

エ　提出場所

吹田市泉町1丁目3番 40 号
吹田市選挙管理委員会事務局(高層棟7階)
電　　話　(06)6384－2487(直通)
電子メール senkanjm@city.suita.osaka.jp

オ　提出方法

電子メール、持参又は郵送(到着日時を特定できる郵便に限る。提出期限内必着のこと。)

カ　その他

(ア)書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
(イ)提出された書類は返却しない。
(ウ)提出された書類は申請者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
(エ)書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
(オ)提出期間内に書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

(3)入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認の結果は、令和 8 年 11 月 24 日(火)午後 3 時までに、申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4)入札参加資格の確認で資格有の確認を受けた者が1者であってもこの入札は有効とする。

7 質疑及び回答

(1)質疑受付期間

令和８年 11 月２日(月)から令和８年 11 月 17 日(火)午後5時 00 分まで

(2)受付方法

電子メールにより受け付ける。

電子メールの件名を、「【事業者名(略称可)】投開票所電子機器賃貸借業務(統一地方選挙(R9))に関する質問」とし、「senkanjm@city.suita.osaka.jp」にメールを送信すること。

(3)回答期日及び方法

令和８年 11 月 19 日(木)午後３時までにホームページに回答を掲載する。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書、入札書、委任状については、吹田市ホームページの当該案内のページからダウンロードすること。

9 入札日時及び入札場所

(1)入札日時

令和８年 11 月 27 日(金)午後２時 00 分(時間厳守)

(2)入札場所

吹田市泉町1丁目3番 40 号

吹田市役所　高層棟7階　選挙管理委員室

10 入札方法

(1)入札は、上記日時及び場所に出席して行うこととし、郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2)入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

(3)入札書記載金額については、 本市が仕様書で提示した要件に基づき、業務の履行に係る費用の総合計を記載すること。(消費税等相当額を除く)

(4)落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とする。 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5)入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がない時は、直ちに再度入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(6)再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の

価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

11　入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

12　入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札心得書（吹田市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札））において示した条件等に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において、前記「5　入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

13　入札の保証

吹田市財務規則（昭和 39 年規則第 14 号）第 98 条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の3に相当する金額を納付しなければならない。

14　落札者の決定

(1)入札参加者が2者に満たない場合でも入札は成立するものとする。

(2)有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しないものとする。

(3)落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

15　誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成 24 年条例第 50 号）第 8 条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

16　落札決定の取消

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

(1)吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。

(2)吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき。

(3)入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき。

(4)正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき。

17　契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

(1)契約保証金の納付

(2)契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

(4)当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

18　契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

19　その他

入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

20　問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番 40 号

吹田市選挙管理委員会事務局(高層棟7階)

電話　06－6384－2487(直通)

メールアドレス　senkanjm@city.suita.osaka.jp